

涌谷町監査委員告示第5号

平成30年10月2日受理した涌谷町職員措置請求について、地方自治法第242条第4項の規定により監査を行った結果を別紙のとおり公表する。

平成30年11月27日

涌谷町監査委員 遠 藤 要之助

同 後 藤 洋 一

涌谷町職員措置請求に係る監査結果について

1 請求人

住所 省略

氏名 省略

2 請求書の提出及び受理

平成30年 9月28日提出

平成30年10月 2日受理

3 請求の内容

(1) 要旨

平成29年7月と平成30年3月の二度にわたり、涌谷町会計課において、納税義務者が納税したお金31万1千円がなくなった。二度にわたる金銭の不足を招く事案が同一の課で起きたことは、金銭取り扱いの過程に重大な過失があったと推定される。更にその後の決算や不足金を補うために一般会計補正予算（第3号）で予備費を以て充当したことは、本来あるべき処置とは必ずしも言えず、その判断は適正なものとは考え難い。

その重大な過失等とは

ア 金銭紛失に至る金銭収納取扱事務全般

イ 税金を受領したにもかかわらず、現にある現金残高との整合性をとるため、現金残高との差額を税の「未収金」として決算処理をするという間違いをしたこと。

ウ 昨年7月の事案では、それまでに日々の会計処理上あるべき金額より多くなっていた金銭を適切に処理することなく保留していた金銭と職員が所有する金銭を以て、不足している金額相当額を補填するという好ましくない処置をし、金銭紛失事案自体がなかったとしたこと。

エ 更に、上記ウに記したように、過去に日々の会計処理を行うに当たって、余剰となった金銭を会計上適切な処理をすることなく、保留していたという不適切と思われる金銭の取り扱いをしていたこと。

オ 受領した税金を二度にわたり紛失したことに加えて、上記のイ・ウについて、定期例会9月会議で議員から質疑されるまで、議会並びに監査委員に対し、説明・報告を一切しなかったこと。

カ 未収金扱いとしていた納入済みの税金を適切に処理するため、予備費を以て納税金に充当することとし、一般会計補正予算の承認を議会に求めたこと。

である。

以上のように、この事案に関する涌谷町の会計処理並びに決算処理等の多くの点で、間違い、好ましくない、不適切と思われる処置がなされたが、これら一連の処置は、職員の会計処理、決算処理に関する基本的知識の不足、更には、正しい処理方法を積極的に知ろうとしないなど、極めて場当たり的なもので、職務遂行に当たっての希薄な責任感のなせる結果と考える。

(2) 措置請求

○涌谷町職員（税務課、会計課、企画財政課、総務課）に対する措置

ア 事案発生の責任所在の確定と責任の軽重を判断し

イ 責任者に対する損害賠償額の確定とそれに基づく損害賠償金の請求

○涌谷町長に対する措置

- ウ 今後、同様の事案の発生を防止するための金銭取り扱いのマニュアルの整備と、マニュアルの徹底と遵守を図るための具体策の策定
- エ 会計処理全般にわたり、職務遂行に必要な基本的知識習得のための教育と知識を積極的に得ようとする意欲向上策の策定
- オ 職員の公僕としての責任感向上のための教育課程の策定
- カ 公金取り扱いに関わる問題が発生した際の処理に関する意思決定過程の明確化に加え、権限と責任を明確にする条例あるいは規則の制定

(3) 証拠書類

- ア 現金17万円紛失涌谷町が被害届（平成30年9月13日付け大崎タイムス）
- イ 涌谷町議会13議案可決し休会（平成30年9月14日付け大崎タイムス）

4 請求の取扱い

本請求は、所定の法的要件を具備しているものと認め、平成30年10月2日に受理した。

5 請求人の陳述等

平成30年10月11日（木）午後1時

請求人に対し、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。その際、関係職員の立ち会いがあった。

6 監査の実施

(1) 監査対象事項

請求内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断し、監査対象事項を次のとおりとした。

- ア 請求の内容の事実確認
- イ 措置請求内容の適否

(2) 監査対象課

監査の対象課を総務課、企画財政課、税務課、会計課とした。

(3) 本案審査及び関係人調査

平成30年10月18日（木）午前10時から会計課、午後1時から税務課及び平成30年10月19日（金）午前10時から総務課、午後1時から企画財政課の本案審査を行った。

7 審査及び調査の結果

(1) 住民監査請求の要旨について

○会計課

- ア 収納取り扱い事務のルールが形骸化していた。その実態は、本来会計課のみにおいて成されなければならないが人員不足を理由に税務課納税班の取り扱いも存在し

ていたのみならず、会計課職員立ち会いの下二人で取り扱う事となっていたが時間の経過と共になし崩し的に税務課職員一人でも取り扱う事が常態化していた。レジスターの取扱最終責任は会計課にあると判断する。

イ 公金取り扱いシステムの処理上で止むを得ないものとの判断であったと伺われる。

また、亡失事案そのものを早期に解決するとの見方でもあった。平成30年3月6日の件については、翌7日、副町長、総務課長、前会計課長、税務課長と協議し、取り敢えず未収にするとの考えであった。しかし、その後未収状態の解消についての指示は受けていない。

現会計課長が平成30年5月1日に現企画財政課長に、出納閉鎖までに帳尻をあわせなければと思い相談したが連休明けに総務課と打ち合わせするとの話を受けた。しかし、その後、何も連絡はなかった。

ウ 本来は有るべきでない過誤収納金が、平成21年4月から留保されてあることが記録されている。日常的にレジスターの精算時における過不足処理に当てていたので平成29年7月3日における処理についても違和感なく処理されたものと推測される。また、財務規則176条2項による報告を怠ったのは、どの程度の亡失から報告しなければとするマニュアルがなかったため、報告しなかったと受け止めた。

エ 現在行われている日々のレジスター精算時における過不足の処理は最悪であり、不適切である。

オ 税金と思われる収納金を二度にわたり亡失したことは、現金取り扱いに何らかの不適切な処理が行われていたと推測される。また、平成29年7月3日の亡失事案に対する処置は不適切きわまりない処置であった。更に平成30年3月6日の亡失事案の処理では、収納済みの公金を安易とも受け止められる判断で固定資産税とし、その金額に見合う1件を未収扱いにした上、当該者に電話で納入時の現金のやりとりの確認をしたことは、納税者に対する二重の侮辱でもある。しかも、その未収処理を年度内に解消せず決算処理した事は不適切極まりない処置であり、平成30年9月議会において議員からの質疑において指摘されるまで、それらの処置を公表してこなかつたことは隠蔽以外の何ものでもない。報告義務がないとはいえ議会、監査委員に相談がなかつた。

カ 当課は補正予算の作成には拘わっていない

当課が決算書の作成責任課であるが、収納処理の不適切に気づきながら、その責任を果たすべき解決の手法の検討とその努力の不足が感じられる。

○税務課

ア・イ 2件とも紛失についての相談はあった。平成30年3月6日の件については翌7日に副町長、総務課長、前会計課長、税務課長と協議の結果取り敢えず未収にし、5月までは解決するとの考えであった。又平成30年5月中旬に税務課長に現企画財政課長から副町長からの指示として警察の捜査中であるから未収の解消処置は今少し待つ様にと伝達があり、止むを得ず未収状態を継続したものと思われる。

ウ 平成29年7月3日の事案の紛失金の処置については一切拘わっていないと思われる。

エ 日々の会計処理については、当課は拘わっていない。

オ 固定資産税の未収解消については早期にすべきと感じていた。決算書の収入済額

と収入未済額との不釣り合いには違和感は有った。議会、監査委員に対する説明は時期を捉えすべきであったと思われる。

カ 当課は平成30年度一般会計補正予算（第3号）の編成には拘わってはいない。

○総務課

- ・事案の公表については、特段上からの指示はなかったと思われる。
- ・平成29年7月3日の件の補填処理は正しい処置ではない旨を副町長から話したが、その際、副町長から適切な処置をすべきとの指示はなかったため、その考えには及ばなかった。早期解決との見方であったため、その際の補填を考えたと受け止めた。
- ・平成30年度一般会計補正予算（第3号）の財源に予備費を充てたことは、本来の使い方ではなかった。補正額311千円は未収状態解消のためと考えた。
- ・再発防止策としては、会計課に於いて公金取り扱いマニュアルを検討中であり、更に防犯カメラの設置を検討中であると受け止めた。
- ・税務課長への現金取り扱い員の辞令が最近の交付であったことは出し忘れであったということだが、日付は遡り平成29年4月1日付けであったことは、その間約1年6ヶ月の間、税務課職員は無資格での現金取り扱いではなかったのではとの疑惑が出てくる。重大な事務のミスである。
- ・平成30年3月6日の事案では、翌7日に報告があり、それを受け副町長に報告した際、副町長から更にレジ周り等、身辺を探して発見できない場合は警察への届け出をするよう指示されたものと受け止めた。

○企画財政課

- ア 日常の収納事務には、当課は拘わっていない。
- イ 決算統計の修正はないとの県の見解である。当課は決算書との拘わりはない。
- ウ 昨年7月の公金紛失の連絡は受けていない。
- エ 留保金の有無については、一切報告はなかった。
- オ 収納済みの税金を未収の状態で決算することに違和感はなかったか・・財政班では、平成30年3月の公金紛失の連絡は受けておらず、税が未収となっていることは9月議会まで知り得ていない。税務課と会計課では知っていたかもしれない。
- カ 平成30年度一般会計補正予算（第3号）は町長、副町長、総務課長、現企画財政課長で協議した。それを踏まえて補正予算を作成した。予備費を財源としたことは予算編成の手法として許容の範囲であると判断した。
- ・決算書の金額を修正し差し替えることが不可とした根拠は・・・遡ってやることの必要性があるのか、現時点での修正をすることも一つの修正の手法である。

8 判断

請求人より提出された請求の要旨は、3請求の内容（1）のとおりであるが、以下、会計処理並びに決算処理等の不適切と思われる処置の有無について判断する。

- ア 日常の収納事務取扱ルールが形骸化し、いつ紛失事案が発生してもおかしくない状態であったことに、関係者の感覚が麻痺していた。本来のルールに戻すことに行動を取った形跡が見えないのは誠に残念である。早急に改善のための検討を望む。
- イ 調査結果を勘案すると、収納済みの公金を未収とし、年度を超すことの重大性を町長、副町長（以下「二役」という）と共に関係職員にも認識が欠けており、更には対応知識の不足、それらの知識を得ようとする努力不足であると言わざるを得ない。

- ウ 財務規則176条2項の報告を怠ったことは論外であり、重大なる職務怠慢である。
- エ 日々、月毎に又は年度毎に雑入処理されるべきであり、今後は早急に適正な処理の方法を確立すべきである。原則的には、日々一円たりとも未処理の金銭を置くべきではないと思われる。
- オ 一連の行為が不適切な処理とは認識していなかったため、議会及び監査委員に説明の必要を認識していなかったのではと推測される。よって事の認識の浅さが伺われる。なお、公金の紛失については議会、監査委員に報告義務はないが、決算内容については、共にその説明は必要であったと思われる所以説明がなかったことは誠に残念である。
- カ 予備費を以て補正予算の財源としたことは最適の手法とは言い難いが、予算編成の一手法として許容の範囲であろうと判断する。

9 総合判断

- 公表を控えたのは、警察に届けた後捜査への影響を考えてしなかったとするが、どの様な影響が出るのか思いつかない。一般的に見ても、公表と再発防止策の検討及び警察への届け出は、同時進行が通常の処置であると思われる。隠す意図はなかったとするが、結果として関係者に報告、相談がなされなかつた事を勘案すると隠蔽と取られると思うものである。
- 各課の横の連携不足が痛切に感じられた今回の事案を契機に、突発的な事案に対する対応マニュアルが必要と思われる所以、早急に対応する事を望む。
- 今回の事案ではガバナンスの欠如が痛切に感じられたので、二役を始め職員も、日頃から研鑽を怠りなき様望むものである。
- 適宜、適切なる指示を出さなかつた二役の責任は重大であり、重いものと判断する。特に職員の指揮を執る任に当たる副町長の責任は、格別なものと思われる。
- 職員のコンプライアンスに対応する職務遂行意識の希薄さが一部の職員に見受けられたので、全職員に対して日常的な意識向上策を講じるべきであるので検討されたい。

10 結論

以上により、措置請求「ア」、「イ」、「ウ」、「エ」、「オ」、「カ」については、全て容認する。

11 励告

以上の判断により、本件請求には、全て理由があると認められるので、地方自治法第242条第4項の規定により、町長に対し以下の措置を講じることを勧告する。

- (1) 請求人の措置請求全てについて措置を講じることを求める。
- (2) 措置についての期限は、平成31年2月26日までとし、地方自治法第242条第9項の規定に基づき、期限までに措置を講じた時はその旨を通知されたい。